

ファミリー・サポート・センター補償保険

《補償保険の目的》

会員間での解決を基本原則としますが、会員相互の万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入することになります。

①サービス提供会員傷害保険

保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と「おねがい会員」宅や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然なる外来の事故により、「まかせて会員」が傷害を被った場合に補償するものです。

事由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により15~500万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて3万円、6万円、12万円	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

②賠償責任保険

「まかせて会員」が保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者(「おねがい会員」の子どもを含む他人。なお、「まかせて会員」と同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは「まかせて会員」が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	支払限度額(補償額)
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円程度
初期対応費用(1事故につき)	500万円限度
見舞金・見舞品	10万円限度
訴訟対応費用(1事故につき)	1,000万円限度
現金盗難	10万円限度

③依頼子供傷害保険

「おねがい会員」の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然なる外来の事故によって傷害を被った場合に、「まかせて会員」の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により9~300万円	事故日より180日以内の後遺症発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日以内の入院、かつ180日が限度
手術	手術の種類に応じて3万円、6万円、12万円	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院、かつ90日が限度

ファミリー・サポート・センター補償保険 Q & A

① サービス提供会員傷害保険

Q1 サービス提供会員傷害保険は、子どもを預ける親（おねがい会員）にも適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険は、援助活動中のまかせて会員のみに適用される保険です。

Q2 子どもを迎える時、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中でケガをした場合、サービス提供会員傷害保険は適用されますか？

A 適用されません。サービス提供会員傷害保険が適用されるのは、自宅とおねがい会員宅あるいは保育所などおねがい会員が指定する場所との通常の経路のみです。

② 賠償責任保険

Q3 まかせて会員の子どもが、預かった子どもにケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されません。賠償責任保険については、まかせて会員の監督ミス等で、まかせて会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものです。まかせて会員が自身に賠償責任を請求することはありえないからです。

Q4 預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割り、ご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので必ず保険会社に入らう必要があります。

Q5 援助活動中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品（お菓子・お花等）についても、保険が適用されますか？

A 適用されます。賠償責任の有無にかかわらず、社会通念上妥当と思われる子どもへの見舞い等（花・見舞い品）をした場合、支出した金額の実費（限度額10万円）が支払われます。ただし、領収書を保管しておいてください。

③ 依頼子供傷害保険

Q6 預かった子どもが公園等へ行ってケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 適用されます。ただし、おねがい会員がさせてほしくない遊びもありますので、事前打ち合わせでよく話し合ってください。

Q7 援助活動のため、子どもが学校等からまかせて会員の家へ1人で行く途中にケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A 学校等からまかせて会員宅へ通常経路における往復途上において、子どもがケガをした場合に適用されます。また、おねがい会員が子どもをまかせて会員宅へ預けに行く途中、連れて帰る途中も、通常経路における往復途上において適用されます。

④ 傷害保険・賠償責任保険共通

Q8 子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されます。送り迎えの手段（自動車・自転車・徒歩）は問いません。しかしながら、賠償責任保険の中に自動車保険は組み込まれていないため、賠償責任保険は適用されません。例えば、まかせて会員が預かった子どもを自動車に乗せて保育所へ送りに行く途中、まかせて会員のミスで事故を起こし、自分も子どももケガをした場合、サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、事故の相手方のケガや相手方の車などの物損、まかせて会員の車の修理について賠償責任保険は適用されません。まかせて会員自身が加入している自動車保険で対応することになります。

Q9 おねがい会員の別居している祖父母がまかせて会員で、子どもを預かってもらい、子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

A 本事業は、親族の手助けを期待できない場合、まかせて会員に援助をお願いするものですから、親族に預ける場合には援助活動として成立せず、保険は適用されません。

※どちらも会員が預かる場合は「まかせて会員」、預ける場合は「おねがい会員」とみなします。

